

令和 7 年度第 33 回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和 8 年 3 月 6 日（金）午前 10 時 00 分～午前 10 時 55 分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41 階）

3 出席者

（委 員）中西委員長、山崎委員、名執委員

（事務局）丸山事務局長、谷任用公平部長、斎藤試験部長、渡邊審査担当部長、西巻総務課長、柳清水任用給与課長、折原審査課長、樋口審査担当課長

4 議 事

＜議 案＞

- 第 91 号議案 人事委員会承認事項の制定について（給与関係）
- 第 92 号議案 東京都人事委員会規則の一部改正について
- 第 93 号議案 任期付職員の採用の承認について
- 第 94 号議案 不利益処分についての審査請求について

＜報 告＞

- 報告第 20 号 勤務条件についての措置の要求について

第 91 号議案 人事委員会承認事項の制定について（給与関係）

事務局から、下記について、各任命権者から申請があった人事委員会承認事項の制定内容を説明し、申請のとおり承認したい旨、説明した。

- 1 勤勉手当の成績率における加算措置に関する要綱＜新設＞（知事外 8 任命権者）
- 2 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率における加算措置に関する要綱＜新設＞（知事外 7 任命権者）

委員より、原資に用いる勤勉手当の減額についての質疑があり、事務局から、育児休業等を取得した日数に応じて勤勉手当から除算される減額分を原資として用いる旨、回答した。

委員より、病気休暇は業務代行の対象にならないのか質疑があり、事務局から、当該制度は育児休業等を取得する職員を支援する観点等から実施するものであり、病気休暇は対象外である旨、回答した。

委員より、病気休暇にも様々な要因があり、精神的なものに起因する場合も増加していることから、そういった職員の業務を代行する職員への支援という観点からも今後検討してほしいとの意見があった。

委員より、新たな制度の運用に当たり官庁執務型でない職場での対応など、想定される課題について質疑があり、事務局から、職場の状況に応じた運用面での検討は必要であり、今回の加算措置のみでなく代替職員の配置等を含め、任命権者において制度の詳細を整理し周知していくことが必要と考えている旨、回答した。

委員より、所属ごとに異なる運用とならないよう検討されているかの確認があり、事務局から、所属ごとに曖昧な運用とならないよう任命権者において制度設計をする旨、説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第 92 号議案 東京都人事委員会規則の一部改正について

事務局から、任命権者より申請のあった規則の一部改正は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、都の施策の推進を図るため、新たに都が人的援助を行うことが必要である団体に対して、職員を派遣することに関する所要の改正である旨を説明した。

（東京都人事委員会規則の一部改正）

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

委員より、職員の派遣予定について質疑があり、事務局から、任命権者からの報告によれば、派遣時期等の詳細については今後調整の上決定するとのことである旨、回答した。

委員より、現在規則に規定されている派遣先団体を削除する要件について質疑があり、事務局から、任命権者において当該団体への人的援助に係る職員派遣の必要性がなくなったとして規則改正の申請があった際には、改めて所要の改正を行う旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

＜以下、非公開案件＞

第 93 号議案 任期付職員の採用の承認について

第 94 号議案 不利益処分についての審査請求について

報告第 20 号 勤務条件についての措置の要求について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 8 年 3 月 11 日（水）午前 10 時 00 分から開催することとした。